

### 3 申請額を確認する（交付額の算定方法・算定例）

#### 一時金交付額の算定方法

一時金の交付額は、

2019年又は2020年の5月、6月の月間売上

－ 2021年の5月、6月の月間売上

（上限額5万円/月。その額に千円未満の端数があるときは、端数切り捨て。）とします。

#### 一時金交付額の算定例1（青色申告）

##### 【凡例】

S : 交付額（※千円未満は切り捨て）

A1 : 2019年又は2020年の5月の月間売上

A2 : 2019年又は2020年の6月の月間売上

B1 : 2021年5月の月間売上

B2 : 2021年6月の月間売上

2020年5月の月間売上（A1）：50万円

2020年6月の月間売上（A2）：40万円

2021年5月の月間売上（B1）：30万円

2021年6月の月間売上（B2）：10万円

2020年（※）		2021年		同年月比
5月 (A1)	50万円	5月 (B1)	30万円	40%減少
6月 (A2)	40万円	6月 (B2)	10万円	75%減少

30%以上 50%未満で判断

○県の一時金に該当

×県の一時金に該当しない  
（国の月次支援金に申請）

※2019年又は2020年のどちらかを選択できます。

この場合、5月のみが交付対象となります。

$S = A1 (50万円) - B1 (30万円) = 20万円 > \underline{5万円 (上限額)}$

**交付額5万円**

※ただし、青色申告を行っている者であって、

- ① 所得税青色申告決算を提出しない者（任意）
- ② 所得税青色申告決算書に月間売上（事業収入）の記載がない者
- ③ 相当の事由により当該書類を提出できない者は、次頁の白色申告を行っている者等と同様に、2019年又は2020年の月平均の売上（事業収入）と2021年5月、6月の月間売上（事業収入）を比較することとします。

## 一時金交付額の算定例2（白色申告）

### 【凡例】

S：交付額（※千円未満は切り捨て）

A1：2019年又は2020年の月間平均売上

B1：2021年5月の月間売上

B2：2021年6月の月間売上

※2020年の年間売上：600万円

2020年の月間平均売上（A1）：600万円÷12か月＝50万円

2021年5月の月間売上（B1）：30万円

2021年6月の月間売上（B2）：10万円

2020年（※）	2021年		同年月比
600万円 月平均 50万円 (A1)	5月 (B1)	30万円	40%減少
	6月 (B2)	10万円	80%減少

30%以上 50%未満で判断

○県の一時金に該当

×県の一時金に該当しない  
(国の月次支援金に申請)

※2019年又は2020年のどちらかを選択できます。

この場合、5月のみが交付対象となります。

$$S = A1 (50万円) - B1 (30万円) = 20万円 > \underline{5万円 (上限額)}$$

**交付額5万円**

## 酒類販売事業者への上乗せの算定方法

酒類販売事業者への上乗せ交付額は、

2019年又は2020年の5月、6月の月間売上

－ 2021年の5月、6月の月間売上

－ 当該月の国の「月次支援金」又は県の一時金

(月間売上70%以上減少の場合の上限額20万円/月、月間売上50%以上70%未満減少の場合の上限額10万円/月、月間売上30%以上50%未満減少の場合の上限額5万円/月。その額に千円未満の端数があるときは、端数切り捨て。)とします。

※月間売上50%以上減少の場合、上記算定式における国の「月次支援金」の金額については、一律に上限額の10万円とします。

### 酒類販売事業者への上乗せの算定例1 (青色申告)

#### 【凡例】

S : 交付額 (※千円未満は切り捨て)

A1 : 2019年又は2020年の5月の月間売上

A2 : 2019年又は2020年の6月の月間売上

B1 : 2021年5月の月間売上

B2 : 2021年6月の月間売上

#### 算定例1

2020年5月の月間売上 (A1) : 50万円

2020年6月の月間売上 (A2) : 50万円

2021年5月の月間売上 (B1) : 10万円

2021年6月の月間売上 (B2) : 30万円

70%以上又は50%以上70%未満又は30%以上50%未満で判断

2020年 (※)		2021年		同年月比
5月 (A1)	50万円	5月 (B1)	10万円	80%減少
6月 (A2)	50万円	6月 (B2)	30万円	40%減少

× 県の一時金に該当しない  
(国の月次支援金に申請)  
○ 県の酒類上乗せに該当

○ 県の一時金に該当  
○ 県の酒類上乗せに該当

※2019年又は2020年のどちらかを選択できます。

この場合、5月と6月(2か月)いずれも上乗せ交付対象となります。

$$5月 : A1 (50万円) - B1 (10万円) - 国の月次支援金 (10万円) \\ = 30万円 > \underline{20万円} (上限額)$$

$$6月 : A2 (50万円) - B2 (30万円) - 県の一時金 (5万円) \\ = 15万円 > \underline{5万円} (上限額)$$

$$S = (5月) 20万円 + (6月) 5万円 = 25万円$$

**交付額 25万円**

## 酒類販売事業者への上乗せの算定例2 (白色申告)

【凡例】

S : 交付額 (※千円未満は切り捨て)

A1 : 2019年又は2020年の月間平均売上

B1 : 2021年5月の月間売上

B2 : 2021年6月の月間売上

※2020年の年間売上 : 480万円

2020年の月間平均売上 (A1) : 480万円 ÷ 12か月 = 40万円

2021年5月の月間売上 (B1) : 20万円

2021年6月の月間売上 (B2) : 27万円

70%以上又は50%以上 70%未満又は30%以上 50%未満で判断

2020年 (※)	2021年		同年月比
480万円	5月	20万円	50%減少
月平均 40万円	(B1)		
(A1)	6月	27万円	32.5%減少
	(B2)		

× 県の一時金に該当しない  
(国の月次支援金に申請)  
○ 県の酒類上乗せに該当

○ 県の一時金に該当  
○ 県の酒類上乗せに該当

※2019年又は2020年のどちらかを選択できます。

この場合、5月と6月 (2か月) いずれも上乗せ交付対象となります。

$$5月 : A1 (40万円) - B1 (20万円) - 国の月次支援金 (10万円) \\ = \underline{10万円} \leq 10万円 (上限額)$$

$$6月 : A1 (40万円) - B2 (27万円) - 県の一時金 (5万円) \\ = 8万円 > \underline{5万円} (上限額)$$

$$S = (5月) 10万円 + (6月) 5万円 = 15万円$$

**交付額 15万円**